

Microsoft License Terms

マイクロソフトソフトウェアライセンス条項

OFFICE 2019 デスクトップ

最終更新日 2018年 9月

お客様の居住地が米国の場合(または、お客様の主たる業務地が米国にある場合)は、第9条で拘束力のある仲裁に関する条項と集団訴訟の権利放棄についてご確認ください。この規定は、紛争を解決する方法に影響を及ぼします。

このたびはマイクロソフトをお選びいただきありがとうございます。

お客様が本Officeソフトウェアを取得された方法に応じて、本文は、(i)お客様のデバイスと共に本ソフトウェアを頒布するデバイス製造業者またはソフトウェアインストール業者とお客様の間で、または(ii)お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合は、お客様とMicrosoft Corporation(またはお客様の所在地もしくは会社の場合は主たる業務地に応じたその関連会社。以下、「マイクロソフト」といいます)の間で、締結されるライセンス契約書です。マイクロソフトまたはそのいずれかの関連会社が生産したデバイスについてはマイクロソフトがデバイス製造業者であり、お客様が本ソフトウェアをマイクロソフトから直接取得された場合はマイクロソフトが小売業者となります。

本ライセンス条項には、本Officeソフトウェアを使用するお客様の権利および条件を規定しています。すべての条項が重要であり、一体となってお客様に適用される本ライセンス条項を形成するため、本ソフトウェアに付属する、追加ライセンス条項およびリンク先の条項を含む本ライセンス条項全文を確認してください。転送用のリンクをブラウザーウィンドウに貼り付けると、リンクされた条件を確認することができます。

本契約に同意しましたは本ソフトウェアを使用することにより、お客様はこれらの条件のすべてに同意し、かつ、マイクロソフトがアクティベーション中およびお客様による本ソフトウェアの使用中、第4条に規定するMicrosoftのプライバシーに関する声明に従って一定の情報を収集することを承諾したものとします。これらの条件に同意せず、また遵守しない場合、お客様は本ソフトウェアまたはその機能を使用することはできません。この場合、デバイス製造業者もしくはインストール業者に、または本ソフトウェアを直接購入された場合はご利用の小売業者に、問い合わせて、返品方針を確認してください。この方針に基づいて本ソフトウェアまたはデバイスを返品し、お支払いいただいた金額の払い戻しを受けられる場合があります。お客様は、この方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、払い戻しを受けるために本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。

1. 概要

- a. 本契約の適用本ライセンス条項は、お客様のデバイスにプレインストールされている、または小売業者から取得してお客様がインストールした本Officeソフトウェア、お客様が

本ソフトウェアを受領したときのメディア(存在する場合)、本ソフトウェアに含まれるフォント、アイコン、画像、または音声ファイル、および本ソフトウェアに対するマイクロソフトの更新プログラム、アップグレード、追加ソフトウェア、またはサービスに適用されます。ただし、これらにその他の条項が付属している場合は、その限りではありません。本ライセンス条項にお客様のデバイスで利用できない機能またはサービスに関する条項が含まれている場合、当該条項は適用されません。

- b. 追加の条件お客様のデバイスの機能、構成内容、および使用方法に応じて、お客様による特定の機能、サービス、およびアプリケーションの使用にマイクロソフトおよび第三者の追加条項が適用される場合があります。当該条項を必ずお読みください。

- (i) 一部のソフトウェアの機能は、オンラインサービスへのアクセスポイントを提供するか、オンラインサービスに依存しています。そのため、これらのサービスの利用には、aka.ms/msaに掲載されている Microsoft サービス規約などの別途の条項およびプライバシーポリシーが適用される場合があります。お客様は、これらの条項およびポリシーを、サービス使用条件を参照することで確認できます。サービスは一部の地域で利用できない場合があります。
- (ii) 製造業者またはインストール業者は、アプリケーションをプレインストールすることもできます。かかるアプリケーションには、別途のライセンス条項が適用されます。
- (iii) 本ソフトウェアには、本ライセンス条項に基づいて、第三者からではなく、マイクロソフトからお客様にライセンスされる第三者的プログラムが含まれていることがあります。第三者のプログラムに関する注意事項が含まれている場合、情報提供のみを目的としています。
- (iv) 本ソフトウェアが動作している間は、そのフォントを使ってコンテンツの表示および印刷を行うことができます。コンテンツを印刷するために、フォントを一時的にプリンターまたはその他の出力デバイスにダウンロードすることができます。また、コンテンツへのフォントの埋め込みは、フォントの埋め込みに関する制限で許可されている範囲でのみ行うことができます。

2. インストールおよび使用権

- a. ライセンス本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ライセンス条項に基づいて、マイクロソフトは、一度に1人のユーザーが使用することを目的として、お客様のデバイス(ライセンスを取得したデバイス)に1つのインスタンスをインストール(お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合)して実行する権利を許諾します。ただし、お客様が本ライセンス条項のすべての条項を遵守する場合に限ります。本ソフトウェアの権利限定バージョン、特定の地域および特別なエディションに固有のライセンスおよび条件については、以下の第12条から第14条をご参照ください。マイクロソフトまた認定供給元からの本ソフトウェアを使用して、非正規ソフトウェアから更新またはアップグレードしても、お客様の元のバージョンまたは更新/アップグ

レードしたバージョンが正規のものになることはありません。このような場合、お客様は本ソフトウェアを使用することはできません。

- b. デバイス本契約において、「デバイス」とは、本ソフトウェアを実行することができる、内蔵ストレージデバイスを備えたハードウェアシステム(物理または仮想)を意味します。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、デバイスと見なされます。
- c. 制限製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、本ライセンス条項において明示的に許諾されていない権利(知的財産に関する法律に基づく権利など)をすべて留保します。たとえば、このライセンスはお客様に以下の権利を付与するものではなく、お客様は以下を行うことはできません。
 - (i) 本ソフトウェアの機能を個別に使用し、または仮想化すること。
 - (ii) 本ソフトウェアを公開、複製、レンタル、リース、または貸与すること。
 - (iii) 本ソフトウェアを公開、複製(許可されているバックアップ用の複製を除きます)、レンタル、リース、または貸与すること。
 - (iv) 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。
 - (v) 本ソフトウェアをサーバーソフトウェアとして使用すること、商用ホスティングのために、本ソフトウェアをネットワーク経由で複数のユーザーが同時に使用できるようにすること、本ソフトウェアをサーバーにインストールして、ユーザーがリモートアクセスできるようにすること、または、リモートユーザーのみが使用できるデバイスに本ソフトウェアをインストールすること。
 - (vi) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルすること、またはこれらの行為を試みること。ただし、お客様の居住地(または会社の場合は主たる業務地)の法令において、禁止の合意にもかかわらずこれらの行為が許可されている場合を除きます。この場合、お客様は、お客様の法域の法令で認められる行為のみを行うことができます。
 - (vii) インターネットベースの機能を使用する場合、他人による当該機能の使用を妨げるおそれのある方法で、または不正な方法でサービス、データ、アカウント、またはネットワークへのアクセスまたは使用を試みるために、これらの機能を使用することはできません。

d. 複数使用のシナリオ

- (i) 複数のバージョン複数のバージョン(例:32ビット版と64ビット版)が提供される本ソフトウェアを取得した場合、お客様が同時にインストールしてライセンス認証できるのはそのいずれか1つのバージョンのみです。
- (ii) 複数の接続またはプールされた接続お客様は、接続のマルチプレキシング(多重)またはプーリングを行うために、ハードウェアまたはソフトウェアを使用することはできません。また、複数のユーザー、複数のコンピューター、または複数のデバイスに対

し、ライセンスを取得したコンピューターを通じて間接的に本ソフトウェアにアクセスしまたは本ソフトウェアを使用することを許可することはできません。

- (iii) 仮想化された環境における使用。このライセンスにより、お客様は、デバイスが物理であると仮想であるとにかくわらず、1台のデバイスで使用するために本ソフトウェアの1つのインスタンスのみをインストールすることができます。複数の仮想デバイスで本ソフトウェアを使用する場合は、インスタンスごとに別個のライセンスを取得する必要があります。
- (iv) リモートアクセスお客様は、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアが別のユーザーによって同時に使用されていない限り、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアに、リモートアクセステクノロジを使用して別のデバイスからアクセスして使用することができます。その他のユーザーはそれぞれ別の時点で、ライセンスを取得したデバイスに、リモートアクセステクノロジを使用して別のデバイスからアクセスすることができますが、本ソフトウェアの同じまたは上位のエディションを実行するライセンスを別途取得したデバイスに限ります。
- (v) リモートアシスタンスお客様は、本ソフトウェアの追加のライセンスを取得することなく、リモートアシスタンステクノロジを使用してアクティブなセッションを共有することができます。リモートアシスタンスにより、通常は問題を修正するために、ユーザーは別のユーザーのデバイスに直接接続することができます。

e. バックアップ用の複製お客様は、office.com/backup から本ソフトウェアのバックアップ用の複製をダウンロードまたはカスタマーサポート(aka.ms/mssupport)から発注することができます。また、小売業者からスタンダロンソフトウェアとして取得した場合は、以下の規定に従い、そのバックアップ用の複製を使用して本ソフトウェアを譲渡することができます。バックアップ用の複製に対する権利は、自宅使用プログラムソフトウェアには適用されません（第14条をご参照ください）。

3 第三者への譲渡本条の規定は、お客様が欧州経済地域で本ソフトウェアを取得され、地域内の他の個人または団体に譲渡するだけの場合には適用されません。その場合、本ソフトウェアの譲渡および本ソフトウェアを使用する権利については、適用される法令に従わなければなりません。

a. デバイスにプレインストールされたソフトウェア。お客様は、デバイスにプレインストールされた本ソフトウェアを取得した場合、ライセンスを取得したデバイスと共にのみ、本ソフトウェアを別のユーザーに直接譲渡することができます。お客様は、本ソフトウェア、およびデバイスと共に提供された場合は、プロダクトキーを含む正規の Office ラベルを含めて譲渡しなければなりません。許諾された譲渡を行う前に、本ソフトウェアの譲受者は本ライセンス条項が譲渡および本ソフトウェアの使用に適用されることに同意しなければなりません。

b. 小売業者から取得したスタンダロンソフトウェア。お客様は、本ソフトウェアを小売業者からスタンダロンソフトウェアとして取得された場合、本ソフトウェアをお客様が

所有する別のデバイスに移管できますが、その頻度は 90 日間に 1 回までに制限されます(ただし、ハードウェア障害を原因とする場合は、移管後 90 日以内であっても移管できます)。本ソフトウェアを別のデバイスに移転すると、かかる他のデバイスが「ライセンスを取得したデバイス」になります。また、(i)お客様が本ソフトウェアの最初のライセンスユーザーであり、また、(ii)新しいユーザーが本ライセンス条項の条件に同意すれば、本ソフトウェアをそのユーザーが所有するデバイスに移管できます。新しいデバイスに本ソフトウェアを移転するときは常に、以前のデバイスから本ソフトウェアを削除する必要があります。お客様は、デバイス間でライセンスを共有するために本ソフトウェアを譲渡することはできません。

4. プライバシー、データの使用への同意。マイクロソフトは、お客様のプライバシーを重視しています。本ソフトウェアの一部の機能は、それらの機能の使用時に情報を送受信します。これらの機能の多くは、ユーザーインターフェイスで有効または無効にすることができます。または、それらを使用しないことを選択することができます。お客様は、本ライセンス条項に同意し、本ソフトウェアを使用することで、マイクロソフトが、Microsoft プライバシーに関する声明の記載 (aka.ms/privacy)、および本ソフトウェアの機能と関連付けられているユーザーインターフェイスの記載に従って、情報を収集、使用、および開示できることに同意します。
5. 許可されたソフトウェアおよびライセンス認証。お客様は、お客様が正規のライセンスを取得し、正規のプロダクトキーまたは他の認められた方法で本ソフトウェアのライセンス認証を正しく行った場合にのみ、本ソフトウェアを使用することができます。本ソフトウェアの使用中にインターネットに接続すると、本ソフトウェアは、マイクロソフトまたはその関連会社に自動的に問い合わせて、本ソフトウェアが正規のものであること、およびライセンスがライセンスを取得したデバイスと関連付けられていることを確認します。地域に応じて、インターネットまたは電話を使用して手動でソフトウェアをアクティブにすることもできます。その場合、一定の情報の送信が発生し、インターネット、電話および SMS サービスの料金が発生することがあります。ライセンス認証(または、デバイスのコンポーネントの変更により発生する場合がある再ライセンス認証)中に、本ソフトウェアは、インストールされた本ソフトウェアのインスタンスが、偽造されている、不正にライセンスを取得している、または無許可の変更を含んでいると判断する場合があります。ライセンス認証に失敗すると、本ソフトウェアは、改ざんされたマイクロソフトソフトウェアを正規のマイクロソフトソフトウェアと置き換えることによって自己修復を試みます。インターネットでソフトウェアをアクティブにした場合、ソフトウェアを使用中に定期的にインターネットに再接続して、ライセンスを取得したデバイスに関連するライセンスの確認をするよう求められことがあります。また、再接続しなかった場合、ソフトウェアは機能が低下することがあります。また、本ソフトウェアの正規のライセンス入手するように促すメッセージが表示されます。お客様は、ライセンス認証を回避することはできません。一定の更新プログラム、サポート、およびその他のサービスが、正規のマイクロソフトソフトウェアのユーザーに対してのみ提供される場合があります。

6. アップデート本ソフトウェアは、ソフトウェア更新プログラムを定期的に確認し、お客様の代わりにダウンロードしてインストールします。お客様は、マイクロソフトまたは認定供給元からのみ更新プログラムを入手することができます。お客様は、本契約に同意することにより、あらためて通知されることなくこれらの種類の自動更新を受けることに同意したものとします。
7. 地理的制約と輸出規制。お客様のソフトウェアの使用が特定の地域に限定されている場合、お客様は、その地域でのみ本ソフトウェアのライセンス認証を行うことができます。また、お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法(輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限を含みます)を遵守しなければなりません。輸出規制の詳細については(aka.ms/exporting)をご参照ください。
8. サポートおよび払い戻し手続き
 - a. デバイスにプレインストールされたソフトウェアの場合。ソフトウェア全般のサポートオプションについては、デバイス製造業者またはインストール業者にお問い合わせください。その際、本ソフトウェアと共に提供されるサポート番号をお知らせください。更新プログラムおよび追加ソフトウェアをマイクロソフトから直接取得した場合、適切にライセンスを取得したソフトウェアについて、マイクロソフトから限定サポートサービスが提供されることがあります。詳細については、(aka.ms/mssupport)をご参照ください。お客様が払い戻しを要求する場合、製造業者またはインストール業者に問い合わせて、返金方針を確認してください。お客様は、この方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、払い戻しを受けるために本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。
 - b. 小売業者から取得したソフトウェアの場合。マイクロソフトでは、(aka.ms/mssupport)の規定に従い、適切にライセンスを取得したソフトウェアについて、限定されたサポートサービスを提供します。お客様が本ソフトウェアを小売業者から購入しており、要求している払い戻しを本ソフトウェアの購入店から受けられない場合は、マイクロソフトにマイクロソフトの返金方針についてお問い合わせください。[\(aka.ms/msoffices\)](http://aka.ms/msoffices)をご覧になるか、北米では、(800) MICROSOFTまでご連絡いただくか、または[\(aka.ms/nareturns\)](http://aka.ms/nareturns)をご参照ください。
9. お客様の居住地(または会社の場合は主たる業務地)が米国内である場合の拘束力のある仲裁と集団訴訟の権利放棄その他の場合、第9条は適用されません。

マイクロソフトは紛争が発生しないことを願っていますが、紛争が発生した場合には、お客様とマイクロソフトは60日間、解決に向けて非公式に努力することに合意します。解決できなかった場合、お客様とマイクロソフトは、連邦仲裁法(以下「FAA」といいます)に基づく米国仲裁協会(以下「AAA」といいます)による拘束力のある個別の仲裁を受け、判事または陪審員による裁判所への提訴は行わないことに合意します。この場合、中立的な仲裁人が決定を下し、仲裁人の決定は、FAAに基づく限定された再審理権を除き、最終的なものとなります。集団訴訟、集団仲裁、司法長官による民事訴訟、および任意の者が代表者として訴訟を提起するその他の手続は認められません。また、当事者全員の同意なくして個別

の手続を併合することもできません。「当社」には、マイクロソフト、デバイス製造業者、およびソフトウェアインストール業者が含まれます。

- a. 対象となる紛争——IP を除くすべて「紛争」という用語は、最大限広義に解釈されます。紛争には、契約、保証、不法行為、制定法、法令、規制を含むあらゆる法理に基づく、お客様と製造業者もしくはインストール業者の間、またはお客様とマイクロソフトの間における、本ソフトウェア、その対価、または本ライセンス条項に関するすべての請求または紛争が含まれます。ただし、お客様、お客様のライセンサー、当社、または当社のライセンサーの知的財産権の執行または有効性に関連する紛争を除きます。
- b. 最初に紛争の通知を郵送すること紛争が発生し、当社のカスタマーサービス担当者が解決できなかった場合、紛争通知を米国郵便で製造業者またはインストール業者の法務部門宛てに送付します。お客様がマイクロソフトとの紛争を提起する場合、郵便にて Microsoft Corporation (ATTN: LCA ARBITRATION, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) まで送付してください。お客様の名前、住所、連絡方法、問題の内容、および要求事項をお知らせください。紛争通知フォームは、(aka.ms/disputeform) から入手できます。マイクロソフトとお客様の間で紛争が発生した場合も同様とします。紛争が解決せずに 60 日が経過した場合、お客様またはマイクロソフトは仲裁を開始することができます。
- c. 少額裁判所の選択お客様は、少額裁判所の要件を満たしている場合、紛争通知を郵送する代わりに、お客様の住所地(もしくは会社の場合は主たる業務地)または—お客様とマイクロソフトの間の紛争である場合は当社の主たる業務地米国ワシントン州キング郡—の少額裁判所でも、当社を提訴できます。
- d. 仲裁手続すべての仲裁は、AAA が、その商事仲裁規則(ただし、お客様が個人であり、本ソフトウェアを個人的にもしくは家庭で使用する場合、または、お客様が個人であるか本ソフトウェアをどのように使用するかにかかわらず 75,000 米ドル以下の紛争の場合は、AAA の消費者仲裁規則)に基づいて実施します。詳細については、(aka.ms/adr) を参照するか、1-800-778-7879 まで電話でお問い合わせください。仲裁を開始するには、(aka.ms/arbitration) で入手可能な仲裁請求用紙を AAA に提出し、その写しを製造業者もしくはインストール業者(またはお客様とマイクロソフトとの間の紛争である場合はマイクロソフト)に郵送します。25,000 米ドル以下の紛争では、仲裁人が対面による聴聞会を開く正当な理由があると判断した場合を除き、すべての聴聞は電話で行われます。対面による期日は、お客様の住所地(もしくは会社の場合は主たる業務地)または当社の主たる業務地—(お客様とマイクロソフトの間の紛争である場合は米国ワシントン州キング郡)のいずれかお客様が選択する場所で実施するものとします。仲裁人は、裁判所と同じ損害賠償請求を個別のお客様に認めることができます。仲裁人は差し止め命令による救済または宣言的救済を、個別のお客様の賠償請求に応じるために、個別のお客様にのみ認めることができます。仲裁人は、AAA 規則に基づいて、申し立ての仲裁可能性を含む自身の管轄区域の規則を定めます。しかし、裁判所は、集団ベースまたは代理権での仲裁の禁止を執行する独占的な権限を有しています。
- e. 仲裁手数料および支払

(i) 75,000 米ドル以下の紛争製造業者もしくはインストール業者(またはお客様とマイクロソフトの間の紛争である場合はマイクロソフト)は、お客様による申し立て手数料を速やかに払い戻し、AAA および仲裁人の手数料および費用を支払います。お客様が、仲裁人が指名される前に当社から提示された書面による最終和解案を拒否し、お客様による紛争に対して仲裁人の決定(以下「裁定」といいます)まで行われ、仲裁人が当該最終和解案を超える賠償をお客様に認めた場合、製造業者もしくはインストール業者(またはお客様とマイクロソフトの間の紛争である場合はマイクロソフト)は、(1)(1) 裁定と 1,000 米ドルのいずれか高い方の金額を支払う、(2) お客様が負担する合理的な弁護士手数料がある場合は、その金額を支払う、および(3) お客様の弁護士が仲裁においてお客様の賠償請求について調査、準備、および追求するために発生した合理的な費用(鑑定人の手数料および費用を含む)を弁済する。

(ii) 75,000 米ドルを超える紛争申立手数料ならびに AAA および仲裁人の手数料および費用の支払には、AAA 規則が適用されます。

- f. 1年以内に申し立てることお客様およびマイクロソフトは、いかなる請求または紛争(知的財産権に関する紛争を除きます。—第 9 条(a) 項を参照してください)も、申し立てが可能になってから 1 年以内に少額裁判所に申し立てるか、または仲裁を申し立てなければなりません。1 年以内に申し立てること
- g. 可分性第9条(拘束力のある仲裁と集団訴訟の権利放棄)の一部が違法または執行不能と判明した場合、残りの部分は有効です(裁判手続きが始まる前に、仲裁裁定が行われます)。ただし、一部の違法性または執行不能性の発見が集団または代表による仲裁を可能にする場合は、第 9 条は完全に執行不能になります。
- h. AAA 規則との抵触本契約と、AAA の商事仲裁規則または消費者仲裁規則が抵触する場合には、本契約が適用されます。
- i. 当事者または第三者受益者としてのマイクロソフトマイクロソフトがデバイス製造業者であるか、お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合、マイクロソフトが本ライセンス条項の当事者になります。それ以外の場合、マイクロソフトは、本ライセンス条項の当事者ではありませんが、お客様と製造業者またはインストール業者との間において裁判外の交渉および仲裁を通して紛争を解決するという契約における第三者受益者です。

10. 準拠法本ソフトウェア、その価格、または本契約に関するすべての請求および紛争(契約違反に関する請求、ならびに州の消費者保護法、不正競争防止法、黙示の保証に関する法律に基づく請求、不当利得の請求、および不法行為に基づく請求を含む)については、抵触法の原則にかかわらず、お客様が居住する(企業の場合は主たる事業所が所在する)州または国の法令を準拠法とします。ただし、仲裁に関するすべての規定については FAA が適用されます。

11. ネットワーク、データ、およびインターネットの使用。本ソフトウェアを通じてアクセスする本ソフトウェアおよびサービスの機能には、お客様のデバイスがインターネットにアク

セスすることを求めるものがあります。お客様によるアクセスおよび使用(料金を含みます)には、お客様の携帯電話またはインターネットプロバイダーの契約の条件が適用されることがあります。本ソフトウェアの一定の機能は、インターネットアクセスの効率向上に役立つことがあります。また、本ソフトウェアの使用量の計算はお客様のサービスプロバイダーの測定値と異なることがあります。お客様は、(i)ご自身のプランおよび契約の条件を理解し遵守すること、および(ii)パブリックまたはオープンネットワークを含むネットワークの使用またはアクセスに起因する問題、について常に責任を負うものとします。お客様は、許可を得ている場合に限り、本ソフトウェアを使用してネットワークに接続し、かかるネットワークに関するアクセス情報を共有することができます。

12. 権利が制限されたバージョン。お客様が取得した本ソフトウェアのバージョンにおいて、特定のまたは限定的な用途が明記され、またはそれ以外の方法でそれらの用途が対象とされている場合、お客様は指定されたとおりにのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は本ソフトウェアの以下のバージョンを、商業活動、公益事業、または収益が発生する活動に使用することはできません。
- a. Academic または University アカデミック版を使用するためには、お客様は、購入の時点で教育機関の学生または教職員でなければなりません。
 - b. Home および Student
 - c. Military Appreciation 本ソフトウェアに「Military Appreciation」エディションと明記されている場合、本ソフトウェアのライセンスを取得するには、お客様は「適格軍事ユーザー」として指定されている方でなければなりません。米国において適格軍事ユーザーになるには、お客様は、適用される米国連邦制定法および規制に従って軍施設購買部の認定顧客である必要があります。
 - d. Canadian Forces 本ソフトウェアに「Canadian Forces」エディションと明記されている場合、本ソフトウェアのライセンスを取得するには、お客様は「CANEX 認定顧客」として指定されている方でなければなりません。CANEX 認定顧客は以下のとおりです。
 - カナダ軍(CAF)のメンバー(正規軍および予備部隊)およびその家族
 - 兵役経験者(CAFの元メンバー)およびその家族(故人の家族を含む)
 - 現在 CAFと共に活動している外国の軍隊のメンバーおよびその家族
 - NPF, CF(Non-Public Funds, Canadian Forces)の現在の職員
 - Military Family Resource Centre(MFRC)の現在の職員
 - 国防省(DND)の現在の職員およびその家族
 - 現役および退役した王立カナダ騎馬警察(RCMP)のメンバーならびにその家族

- Defence Research and Development Canada (DRDC) の現在の職員およびその家族
- Defence Construction Canada (DCC) の現在の職員およびその家族
- 名誉大佐 (N)、中佐およびその家族
- NPF, CF の職員の家族
- MFRC の家族

13. 消費者の権利、地域による差異。本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、消費者権利を含め、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得した当事者に関する権利を有する場合もあります。本契約は、お客様の地域または国の法令が権利の変更を許容しない場合、それらのその他の権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が本ソフトウェアを以下のいずれかの地域で取得した場合、または強行的な国の法令が適用される場合には、以下の規定がお客様に適用されます。

- a. オーストラリア。「品質保証規定」に関する記述は、マイクロソフト、製造者またはインストール業者により提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証規定は、オーストラリアの消費者法に基づく法定保証に従ったお客様の権利および救済を含め、法律に基づきお客様に付与されている場合があるその他の権利および救済に加えて提供されます。本契約のいずれもそれらの権利および救済を制限または変更するものではありません。特に：
 - (i) 第8条で言及されているマイクロソフトのサポートおよび払い戻しポリシーは、オーストラリアの消費者法の対象となります。
 - (ii) オーストラリアの消費者法の消費者保証は、第16条に規定する評価および試用ソフトウェアに適用されます。
 - (iii) オーストラリアの消費者法の消費者保証は、「品質保証規定」項の明示的および默示的保証の除外にかかわらず、ソフトウェアに適用されます。
 - (iv) 「品質保証規定」項の損害の免責と救済手段の制限は、オーストラリアの消費者法の消費者保証ならびにその下のお客様の権利および救済には適用されません。

オーストラリアの消費者法に基づくお客様の権利の詳細については、(aka.ms/acl) の文書をご参照ください。

本項では、「商品」とは、マイクロソフト、または製造者もしくはインストール業者が明示の保証を提供する本ソフトウェアを意味します。マイクロソフトの製品には、オーストラリア消費者法に基づき除外することのできない保証が付されています。お客様は、重大な欠陥に対する交換または返金、およびその他の合理的に予測可能なあらゆる損失または損害に対する補償を受ける権利を有します。また、お客様は、かかる商品が合格品質に至

っておらず当該欠陥が重大な欠陥とは見なされない場合に、かかる商品の修理または交換を受ける権利を有します。

- b. カナダ。お客様は、インターネットアクセスを無効にすることにより、お客様のデバイスで更新プログラムを受け取ることを中止することができます。お客様がインターネットに再接続すると、本ソフトウェアは更新プログラムの確認とインストールを再開します。
- c. 欧州連合。上記の「権利限定バージョン」の「Academic または University」の項に規定するアカデミック版の使用制限は、お客様に適用されない場合があります。お客様の使用権は地域の法令に準拠するものとし、かかる法令は変更されることがあります。
- d. ドイツおよびオーストリア。
 - (i) 保証正規にライセンスを取得したソフトウェアは、本ソフトウェアに付属する Microsoft の資料の記載に実質的に従って動作します。ただし、製造者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証は一切いたしません。
 - (ii) 責任制限。製造者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは、故意による行動、重過失があった場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

前文に従って、製造者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが重大な契約上の義務、すなわち、本ライセンス条項の正当な履行を支援する義務の遂行、本契約の目的を危うくする義務の不履行、および当事者が常に信頼できる義務の遵守（「基本義務」といわれます）に違反した場合、製造者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは軽過失に限り責任を負います。その他の軽過失については、製造者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは責任を負いません。

- e. 日本お客様の居住地が日本であるか、日本に居住している間に本ソフトウェアをスタンダロンソフトウェアとして小売業者から取得した場合、本契約のすべての条件を遵守することを条件に、当社のライセンスに基づく以下の権利を許諾します。また、お客様は、最初にライセンスを取得したデバイスのライセンスユーザーとして、ご使用のために二次的にライセンスを取得したデバイスで、本ソフトウェアの二次的複製をインストールし使用することができます。日本に居住している間に本ソフトウェアをデバイスにプレインストールされたソフトウェアとして取得した場合、お客様は、office.com/backup からバックアップコピーをダウンロードすることができます。また、同じライセンスを取得したデバイスに本ソフトウェアを再インストールする目的でのみ、そのバックアップコピーを使用することができます。日本に居住している場合、または日本に居住していた際にソフトウェアを入手した場合、第 12 条で規定されている非商用目的での使用的制限は、お客様によるソフトウェアの使用には適用されません。日本において販売店から入手したソフトウェアおよびデバイスのプレインストール版 (PIPC) として入手したソフトウェアの両方について、デバイスの製造業者または設置業者ではなく、Microsoft によって限定的なサポートサービスが提供されます（詳細については、第 8.b 条をご覧ください）。

14. **自宅使用プログラム。** 本ソフトウェアに「Home Use Program(自宅使用プログラム)」と明記されている場合、お客様は「自宅使用プログラムユーザー」として指定されている方でなければなりません。自宅使用プログラムユーザーは、次の両方の条件を満たしている必要があります。

- 有効なソフトウェアアシラランスが付属しているマイクロソフトボリュームライセンス契約を結んでいる組織、または以前に有効なソフトウェアアシラランスが付与され、その他の基準を満たしている組織の従業員であること、そして
- ボリュームライセンス契約に基づいてお客様の雇用主にライセンスされた、本ソフトウェアの複製または本ソフトウェアを含む製品のユーザーであること。

自宅使用プログラムユーザーとして資格があるかどうかについてご質問がある場合は、お客様の雇用主にお問い合わせください。

15. 言語パックおよび校正ツール本ソフトウェアの別の言語バージョンのサポートを提供する言語パック、または校正ツールを取得している場合、お客様は、そのパックまたはツールに含まれる別の言語を使用することができます。言語パックおよび校正ツールは本ソフトウェアの一部であり、本ソフトウェアと別個に使用することはできません。

16. **評価版および試用版。** 評価(またはテストもしくはデモンストレーション)版を使用する場合、お客様は、本ソフトウェア(「NFR」または「Not for Resale」の表示のあるソフトウェアを含みます)を販売すること、または評価期間の経過後に使用することはできません。評価(またはテストもしくはデモンストレーション)版ソフトウェアは、実際の運用環境において使用することはできません。一部のソフトウェアは、試用版ベースでライセンスされることがあります。試用版ソフトウェアを使用するお客様の権利は、試用期間内に限定されます。試用版ソフトウェアおよび当該試用期間は、そのダウンロードまたはライセンス認証プロセス中に示されます。お客様は、試用期間の満了時にお客様に提示された場合、試用版に関する権利をサブスクリプションまたは永続的な権利に移行するオプションを留保します。権利を移行することなく試用期間が終了すると、試用版ソフトウェアの大部分の機能は実行できなくなります。評価版および試用版ソフトウェアは、現状有姿でライセンスされます。本ソフトウェアの品質および性能に関するすべての危険は、お客様が負担するものとします。本ソフトウェアに瑕疵があることが判明した場合、お客様はすべての修理にかかる総費用を負担するものとします。マイクロソフトは、明示的な瑕疵担保責任または保証責任を一切負いません。お客様は、法域や国によっては、本使用条件によって変更することのできないその他の消費者としての権利を有することができます。お客様の地域の法律によって認められる範囲において、マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、および侵害の不存在に関して一切責任を負いません。

17. **権利の留保およびフィードバック** 本規約で明示的に規定されている場合を除き、マイクロソフトは、マイクロソフトまたは任意の関連法人が所有または管理している特許権、ノウハウ、著作権、営業秘密、商標権、またはその他の知的財産権(名称、トレードドレス、ロゴ、またはこれらに相当するものを含みますがこれらに限定されません)に基づくあらゆる種類のライセンスまたはその他の権利をお客様に許諾することはありません。お客様は、マイ

クロソフトに対して、新製品、テクノロジ、プロモーション、製品名、製品フィードバック、および製品改善のアイデアを含むがこれらに限定されないアイデア、提案、意見、またはフィードバック(以下「フィードバック」といいます)を提供する場合、その方法や目的を問わず、お客様のフィードバックの二次的著作物を作成するまたは作成させる権利、ならびにお客様のフィードバックを使用、共有、および商品化する権利を、無償かつ使用料無料でその他の義務を負わせることなくマイクロソフトに許諾するものとします。お客様は、マイクロソフトがお客様のフィードバックをマイクロソフトのソフトウェア、テクノロジ、またはドキュメントに取り込んだために、マイクロソフトがソフトウェア、テクノロジ、またはドキュメントの使用を第三者に許諾することを義務付けられるようなライセンスが適用されるフィードバックを提供しないものとします。

18. 完全なる合意。本ライセンス条項(および製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが提供し、お客様が使用する、任意の追加ソフトウェア、アップグレード、更新プログラム、およびサービスに付属する、印刷されたライセンス条項またはその他の条項)ならびに本ライセンス条項に記載されているWebリンクに掲載されている条項は、本ソフトウェアならびに当該追加ソフトウェア、更新プログラム、アップグレード、およびサービスに関する完全なる合意です(ただし、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが、当該追加ソフトウェア、更新プログラム、アップグレード、またはサービスについてその他の条項を提供している場合は、この限りではありません)。お客様は、(aka.ms//useterms)にアクセスするか、本ソフトウェア内で[ファイル]、[アカウント]、[バージョン情報]の順に選択することで、本ソフトウェアの実行後に本契約を確認することができます。また、お客様は、ブラウザーのアドレスバーにURLを入力することで、お客様のソフトウェアの実行後に本契約に記載されているリンクで条件を確認することもできます。お客様は、かかる確認を行うことに同意するものとします。お客様は、本ソフトウェアまたはサービスを使用する前に、リンク先の条件を含むこれらの条件を注意深く読むことに同意します。お客様は、本ソフトウェアおよびサービスを使用することにより、本契約およびリンク先の条件を承認することとなります。本契約には情報リンクも含まれています。通知および拘束条件を含むリンクは次のとおりです。

- Microsoft プライバシーに関する声明 (aka.ms/privacy)
- Microsoft サービス規約 (aka.ms/msa)

品質保証規定—デバイス製造業者/インストール業者

デバイス製造業者またはインストール業者は、適切にライセンスを取得したソフトウェアが、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に従って、実質的に動作することを保証します。本品質保証規定が有効な90日間に、お客様がマイクロソフトから直接取得された更新プログラムまたは追加ソフトウェアについては、マイクロソフトが本品質保証規定を履行します。本品質保証規定では、お客様に起因する問題、お客様が指示に従わなかったことで生じた問題、製

造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題は対象としていません。本品質保証規定は、本ソフトウェアのお客様の複製の最初のユーザーがその複製を取得した日に発効し、その後 90 日間有効です。90 日間の有効期間内に、お客様が製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトから受け取ることがあるすべての追加ソフトウェア、更新プログラム、または交換ソフトウェアも保証の対象となります。その場合は、90 日間の有効期間の残存期間または 30 日間のいずれか長いほうの期間、保証されます。本ソフトウェアのライセンスを移管しても、その品質保証規定の期間が延長されることはありません。

製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、他の明示的な保証、条件、瑕疵担保、またはその他本ソフトウェアの品質について一切責任を負いません。製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、権利侵害の不存在を含め、いかなる默示の保証または条件についても一切責任を負いません。地域の法律により、默示の保証の制限をマイクロソフトが行うことが認められていない場合、默示の保証は、上記の限定保証規定期間に限り、法律上許容される限り、限定された内容においてお客様に与えられるものとします。お客様の地域の法律によって、契約上の制限にかかわらず、より長い有効期間が限定保証規定に求められる場合、当該より長い期間が適用されます。ただし、お客様が請求しうる内容は、本ライセンス条項で許可されている内容に限定されます。

製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが品質保証規定に違反した場合、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは、自らの裁量において、(i) 無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または(ii) 本ソフトウェア(もしくは製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトの裁量により、本ソフトウェアがプレインストールされたデバイス)の返品を受け取って支払われた金額を払い戻します。製造業者もしくはインストール業者(または、お客様が直接マイクロソフトから取得した場合は、マイクロソフト)は、追加ソフトウェア、更新プログラム、および本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、またはお客様が支払われた金額を払い戻すこともあります。以上が、本品質保証規定の違反に対する、お客様への唯一の救済手段となります。マイクロソフトから損害賠償を受ける正当な根拠がある場合、本ソフトウェアに対してお客様が支払った金額(またはお客様が本ソフトウェアを無償で入手した場合は 50 米ドル)を上限に直接損害に対する補償を受けることができます。払い戻しの場合、お客様は、お客様の購入証明書のコピーを提供し、製造業者またはインストール業者の返品方針に従うものとします。デバイスと共に提供された場合は、プロダクトキーを含む元の **Certificate of Authenticity** ラベルは、デバイスに貼付されたままでなければなりません。

製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが提供できる修理、交換、または払い戻しを除き、あらゆる損害(逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付隨的損害を含みます)またはその他の救済手段に関して、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは、本品質保証規定、本ライセンス条項の他のすべての部分、または法理に基づく責任を一切負いません。本ライセンス条項に規定する損害の免責および救済手段の制限は、修理、交換、または払い戻しによってお客様の損失が完全に補償され

ない場合、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識し得た場合、または本ライセンス条項に規定する救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも適用されます。一部の地域及び国では付隨的損害、派生的損害、またはその他の損害の免責、または制限を認めないため、上記の制限または免責がお客様に適用されないことがあります。お客様の地域の法律において、かかる契約上の責任の制限または免責にもかかわらず、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトに損害の賠償を請求することが認められる場合、お客様が請求できる金額は、お客様が本ソフトウェアに対して支払った金額(またはお客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は 50 米ドル)を上限とします。

保証に関するお問い合わせ

サービスまたは返金を受ける場合、お客様は、お客様の購入証明書を提供し、製造業者またはインストール業者の返品方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。プロダクトキーを含む Certificate of Authenticity ラベルは、お客様のデバイスと共に提供された場合、貼付されたままでなければなりません。

本ソフトウェアの保証サービスについては、製造業者またはインストール業者に、お客様のデバイスと共に提供されている住所または通話料無料の電話番号を利用してお問い合わせください。マイクロソフトがデバイス製造業者であるか、お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。

1. 米国およびカナダ。米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、(800) MICROSOFT まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Customer Service and Support (One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) まで郵便でご連絡いただくか、または (aka.ms/nareturns) をご覧ください。
2. ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited がこの品質保証規定を履行します。品質保証サービスに基づいてご請求される場合は、Microsoft Ireland Operations Limited, Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland か、またはお客様の地域のマイクロソフト関連会社 (aka.ms/msoffices) までお問い合わせください。
3. オーストラリア。本ソフトウェアをオーストラリアで入手された場合、13 20 58 まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Pty Ltd (1 Epping Road, North Ryde NSW 2113 Australia) まで郵便でご連絡いただき、請求を行ってください。
4. その他の国。上記の国以外で本ソフトウェアをご購入の場合は、最寄りのマイクロソフトの関連会社 (aka.ms/msoffices) までご連絡ください。

マイクロソフトは、適切にライセンスを取得したソフトウェアが実質的に、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に説明されているとおり動作することを保証します。この品質保証規定では、お客様が原因となって生じた問題、すなわち、お客様が指示に従わなかつことで生じた問題、またはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題を対象としていません。品質保証規定は、本ソフトウェアの複製の最初のユーザーがその複製を取得した日から発効し、その後1年間有効です。その1年間にお客様がマイクロソフトから受け取ることのあるすべての追加ソフトウェア、更新プログラム、および交換ソフトウェアも保証の対象となります。その場合は、当該1年の期間の残りの日数か、または30日のいずれか長いほうの期間となります。本ソフトウェアを譲渡しても、その限定保証規定の期間が延長されることはありません。

マイクロソフトは、その他の明示の保証、条件、瑕疵担保、またはその他本ソフトウェアの品質について一切責任を負いません。マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、または権利侵害の不存在に関する默示の保証および条件を含め、いかなる默示の保証または条件についても一切責任を負いません。地域の法律により、默示の保証の制限をマイクロソフトが行うことが認められていない場合、默示の保証は、上記の限定保証規定期間中に限り、法律上許容される限り、限定された内容においてお客様に与えられるものとします。お客様の地域の法律によって、契約上の制限にかかわらず、より長い有効期間が限定保証規定に求められる場合、当該より長い期間が適用されます。ただし、お客様が請求する内容は、本ライセンス条項で許可されている内容に限定されます。

マイクロソフトが限定保証規定に違反した場合、マイクロソフトは自らの裁量において、(i) 無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または(ii) 本ソフトウェア(もしくはマイクロソフトの裁量により、本ソフトウェアがプレインストールされたマイクロソフトブランドのデバイス)の返品を受け入れて購入金額を払い戻します。以上が、本品質保証規定の違反に対する、お客様への唯一の救済手段となります。本限定保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、お客様は地域によって、その他の権利を有する場合があります。

マイクロソフトが提供することのある修理、交換、または払い戻しを除き、本限定保証規定、本ライセンス条項の他のすべての部分、またはその他の法理に基づいても、お客様はいかなる損害(逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付隨的損害を含みます)の賠償またはその他の請求を行うことはできません。本ライセンス条項に規定する損害の免責および救済手段の制限は、修理、交換、または払い戻しによってお客様の損失が完全に補償されない場合、マイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識し得た場合、または本ライセンス条項に規定する救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも適用されます。一部の地域及び国では付隨的損害、派生的損害、またはその他の損害の免責、または制限を認めないため、上記の制限または免責がお客様に適用されないことがあります。お客様の地域の法律において、かかる契約上の責任の制限または免責にもかかわらず、マイクロソフトに損害の賠償を請求することが認められる場合、お客様が請求できる金額は、お客様が本ソフトウェアに対して支払った金額(またはお客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は50米ドル)を上限とします。

保証に関するお問い合わせ

サービスまたは返金を受ける場合、お客様は、お客様の購入証明書のコピーを提供し、マイクロソフトの返品方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、本ソフトウェアをアンインストールしてマイクロソフトに返品するか、または本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているマイクロソフトブランドのデバイス全体を返品することが求められる場合があります。プロダクトキーを含む Certificate of Authenticity ラベルは、お客様のデバイスと共に提供された場合、貼付されたままでなければなりません。

1. 米国およびカナダ。米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、(800) MICROSOFT まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Customer Service and Support (One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) まで郵便でご連絡いただくか、または (aka.ms/nareturns) をご覧ください。
2. ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited がこの品質保証規定を履行します。品質保証サービスに基づいてご請求される場合は、Microsoft Ireland Operations Limited, Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland か、またはお客様の地域のマイクロソフト関連会社 (aka.ms/msoffices) までお問い合わせください。
3. オーストラリア。本ソフトウェアをオーストラリアで入手された場合、13 20 58 まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Pty Ltd (1 Epping Road, North Ryde NSW 2113 Australia) まで郵便でご連絡いただき、請求を行ってください。
4. その他の国。上記の国以外で本ソフトウェアをご購入の場合は、最寄りのマイクロソフトの関連会社 (aka.ms/msoffices) までご連絡ください。